

令和6年度
第2回台東区景観審議会

日時：令和7年3月27日（木）

9：59～11：16

場所：台東区役所7階 議会第三会議室

午前9時59分 開会

1 開 会

委員の出席状況及び定足数の報告

定数11名のうち7名の出席

2 委員の任命及び会長・副会長の選任

3 景観審議会会長挨拶

傍聴願い許可 6名

4 議 事

(1) 上野地区景観形成ガイドラインについて

○会長 それでは、議事に入りたいと思います。

まず、(1)「上野地区景観形成ガイドラインについて」、事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、「上野地区景観形成ガイドライン」について説明いたします。資料1を御覧ください。

本件は、来月に予定しております最終案の議会報告に向けまして、現在の検討状況を報告するものでございます。

初めに、1「主旨」です。

本ガイドラインは、平成28年の国立西洋美術館の世界文化遺産登録や、その後の「上野地区まちづくりビジョン」の策定などを踏まえ、ビジョンに掲げる「杜とまちをわかりやすくつなぐ都市空間の創出」、「杜とまちの相乗効果を生み出す都市機能の導入」に向け、世界遺産の周辺環境の保全と都市更新の両立を図りながら、世界遺産のあるまちにふさわしい景観形成に向けた協議・誘導を行っていくために策定するものでございます。

また、本ガイドラインは、ビジョンのほか、「台東区景観計画」や「台東区都市計画マ

スタープラン」、「台東区屋外広告物景観ガイドライン」等を踏まえ、それらに示されている規定・表現を適宜引用し、整理・再構成するとともに、建物の高さや色彩、屋外広告物といった、世界遺産とまちが共存するために必要となる基準をより具体的に示したものでございます。

次に、2「経過」です。

昨年11月に都市計画審議会及び景観審議会に「中間のまとめ案」を報告した後、12月に台東区議会産業建設委員会に「中間のまとめ」を報告し、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施いたしました。現在は、これまでに頂いた御意見を踏まえ、文言の整理や表現の調整など、本ガイドラインの内容について検討・精査しているところでございます。

次に、3「中間のまとめ（パブリックコメント時）からの主な変更点」ですが、恐れ入りますが、別紙「上野地区景観形成ガイドライン（案）」を併せて御覧ください。

初めに、ガイドライン（案）の10ページを御覧ください。こちらは上野地区の眺望点からの景観を示しております。

右上の上野地区の眺望点を示した地図でございますが、「中間のまとめ」では上野駅前広場の眺望点を具体的に表記していませんでしたが、「台東区景観計画」に掲げている、駅正面から見て美しく見えるような景観づくりという取組の方向を踏まえまして、JR上野駅正面口前の広場中央部をこの広場の眺望点とし、地図上に追記しております。

これに併せまして、紙面下段の上野駅前広場に関する説明部分において、同内容を追加しております。

また、国立西洋美術館の眺望点に関する説明部分のうち、「配慮イメージ」の2つ目の文章について、「中間のまとめ」から記載しております、上野恩賜公園外の建物などは、国立西洋美術館からの眺望に配慮し、その存在感を極力抑えることに加えて、他の眺望点と同様、国立西洋美術館前の眺望点からの景観形成イメージを示すため、本案では、風格ある景観を形成する旨を追記しております。

次に、11ページを御覧ください。こちらはパブリックスペース等における今後の景観形成イメージを示しております。

「中間のまとめ」では、同様の3つのイラストを都市景観イメージとして1ページに1つずつ示していましたが、今後のパブリックスペース等の景観イメージを例示したものとして、これらのイラストを併せて御覧いただきやすいよう、3つのイラストを1ページ

に集約の上、文言修正、イラスト調整、レイアウト変更などを行っております。

次に、24ページを御覧ください。こちらは屋外広告物の表示等のルールを示しております。

紙面中段の「国立西洋美術館前庭から見える屋外広告物の表示等の制限に関する事項」の表の下段に記載の「表示等の制限の例外」として、高さ15m以上の場所であっても、国立西洋美術館前庭から見えない場合は表示等ができるとしておりますが、国立西洋美術館の敷地内やその周囲にある樹木の落葉状況により、屋外広告物の見え方が変わる可能性があることを踏まえまして、例外規定の運用基準を明確にするため、表の下に、「中間のまとめ」では記載しておりませんでした、屋外広告物の見え方の確認は落葉時期に行う旨を追記しております。

次に、30ページを御覧ください。こちらは、本ガイドラインの運用の体制のうち、都市計画決定を伴うような大規模建築物の場合の手続の流れを示しております。

「中間のまとめ」では、ガイドラインへの適合確認について、その手続の流れを包括的に記載しておりましたが、事業者等が本ガイドラインや世界遺産影響評価に関する手続の流れについて御理解いただけるよう、また、区への事前相談から都条例に基づく景観協議や都市計画手続までに相当の期間を要することが見込まれることを御理解いただけるよう、本ガイドラインへの適合確認の流れについて、左側の景観審査委員会による景観・街並みの視点での確認と右側の国・東京都を含めた関係機関による世界遺産の価値に対する影響評価に分けて、より詳しく示しております。

また、ただいま説明いたしました部分のほか、本ガイドライン全般におきまして記載内容をより分かりやすくするため、文言の加除修正、レイアウト変更、イラストの調整や補足説明などを行っております。

以上が主な変更点に関する説明でございます。

恐れ入りますが、資料本体にお戻りいただきまして、その裏面を御覧ください。

次に、4「上野地区景観形成ガイドライン（案）」でございますが、先ほど個別に説明していない部分を含めまして、本案の詳細につきましては、恐れ入りますが、後ほど別紙を御覧いただければと存じます。

最後に、5「今後の予定」です。

本ガイドラインの内容を十分に検討・精査するため、当初よりも1か月スケジュールを後ろ倒しにしておりますが、今後、審議会の皆様方からの御意見を踏まえ、最終案の取り

まとめを行ってまいります。その後、4月に台東区議会への最終案報告、本ガイドラインの策定を行い、5月からの運用開始を考えております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告事項について御質問や御意見などがございましたら承りたいと存じます。

委員、お願いします。

○委員 よろしくをお願いします。

「中間のまとめ」から御検討いただいたことについて、非常に分かりやすく説明いただきまして、ありがとうございます。

その中で、例えば、このガイドラインのタイトルと中身の整合性という点で、この間、中間のときに、I COMOSの西洋美術館についての内容だということがはっきりと確認できましたので、このタイトルについて、「上野地区景観形成ガイドライン」というと、西洋美術館だけではなくて、この資料の中に示していただいているゾーン、景観形成特別地区とか上野駅の辺りとか、浅草通り、中央通り、全部を含めて対象範囲で、ただ、その主眼となっているのは西洋美術館からだということについてはよく分かるのですが、タイトルに「上野」とつける以上は、やはり、この資料の6ページに示していただいている「上野地区の景観形成の現状」の左上の写真に「東京国立博物館」という記述がありまして、こういうものもすごく大事なのだろーと思います。そういうことに関して、このタイトルを「上野地区景観形成ガイドライン」とつけるのであれば、例えば、前回お話ししました「際（きわ）」、台東区と荒川区の「際」とか台東区と文京区の「際」とか、そういうことについても、どこかしらにそういう文言を入れて、今回の資料の中では西洋美術館で頑張りますけれども、その次に、このタイトルの「上野地区」ということからすれば、そのような東博の後ろ関係の高度制限についても、まずはコメントを1つ入れておいて、その次につながるようにしたらどうかなと思うのですけれども、いかがでしょうかということが1つ。

もう一つ、上野地区は古都であるということを全面的にこのガイドラインの中で推し進めていくのは刺激的過ぎますでしょうか。古都ということの価値観が高まっているということを出せば、何が何でも容積を増やしていくということではなくて、容積を下げることによって景観の価値が上がっていくのだというような啓蒙を区のほうで行っていた

だけないでしょうか。以上です。

○会長 以上、主に2件ありましたけれども、事務局からお願いいたします。

○事務局 御意見・御質問いただきまして、ありがとうございます。

まず1点目、例示いただきました上野恩賜公園内の東京国立博物館の背後に当たります「際」の部分に関することでございます。

こちらにつきましては、例えば、本ガイドラインの14ページを御覧いただきたいと思うのですが、こちらの紙面の上段の「考え方」の1つ目の文章におきまして、「上野恩賜公園周辺の歴史・文化・緑の資源を保全・活用し、潤いと風格のある景観を形成する」という方針を示しております。

また、その下の「景観配慮事項」の表の「共通」の緑色で網かけしております2つ目の文章におきまして、「上野恩賜公園周辺の歴史資源や文化・芸術資源を活かした風格のある景観を形成する」という旨を記載しておりまして、このように、東京国立博物館も含めまして、歴史ある文化・芸術資源を最大限保全・活用した景観を引き続き形成していきたいと考えております。

御意見につきましては、今後、内容について表現を精査・検討してまいりますので、その中で引き続き精査をしてまいりたいと考えております。

2つ目につきましては高さに関する規定の部分についてでございます。この基本的な考え方は、まず冒頭にございました、このガイドラインを策定するに当たりまして参考としておりますものの1つとして「台東区都市計画マスタープラン」がございます。その中で掲げておりますのが、世界遺産周辺の環境保全によりまして、世界遺産のあるまちにふさわしい景観を形成していくということを「台東区都市計画マスタープラン」に掲げております。

さらには、「台東区景観計画」におきましては、周辺建築物のスカイラインの調和、それから、突出した高さの建築物を避けるというような規定がございますので、そちらを踏まえて本ガイドラインを整理してきたところでございます。

引き続き、区民の皆様、事業者の皆様には、今後このガイドラインを策定していく、それから策定した後に、そのあたりの説明・周知を丁寧に行いながら運用してまいりたいと考えております。

○委員 ありがとうございます。

大どころでは考えが含まれているということについてはよく理解できたのですが、

例えば、具体的にゾーンごとに方針を示している８ページ、ここは大分整理していただいたところで見やすくなったと思うのですけれども、私が思うには、黄色くなっている上野恩賜公園周辺のＡゾーンの中に「景観形成方針」がありまして１～３が書いてあるのですけれども、ここに４を加えて、「国立博物館の後背地の建物高さを隣接する荒川区と協力して整えます」と書いていただいたら今後の手がかりになるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○事務局 御質問ありがとうございます。

８ページの記載でございますけれども、こちらの内容につきましては、現行の「台東区景観計画」の内容を整理して、その文章を引用しているページとなっております。ですので、現行の「台東区景観計画」上この内容と規定になっておりますので、こちらでの記載というのはなかなか難しいところはあるのですけれども、それ以外の、先ほど私が申し上げました説明部分、上野恩賜公園周辺地区等々も含めまして、それ以外のところで、委員からございました「際」の部分の重要性、どのように表現が可能なのかというところを検討してまいりたいと考えております。

○委員 ありがとうございます。

では、その「際」について具体的に考えていただけるのであれば、この記述は既存の資料からの再構成で作っているのです、ここには出せないということについてはよく理解できましたが、根底には、その「際」問題をこれからもきっちりやっていただくということをお願いしたいと思います。

○会長 私からの疑問で、そもそも台東区以外の区に対してそういう投げかけはできるのでしょうか。このガイドラインでは無理でしょう。

○事務局 現在の運用といたしましては、なかなか他区さんとの意見交換の場というのは限られている部分がございます。また、東京都とも協議する機会は少ないところではありますけれども、このガイドラインの規定のうち、例えば、屋外広告物に関する規定につきましては、東京都の屋外広告物条例での規制の対象となるよう協議を進めております。

そのようなことも踏まえまして、今後、東京都ですとか他区と意見交換をしながら、台東区としてふさわしい景観形成に向けて、どのような取組が可能なのかということも考えてまいりたいと考えております。

○会長 ありがとうございます。

ほかの委員から御質問や御意見などがありましたらお願いいたします。

では、私のほうから。パブリックコメントによる変更点で、屋外広告物の見え方の確認を落葉時期に行う旨を追記したのは、かなり難しいことに踏み込んでいただいたように思いますが、10ページの「風格」という言葉ですけれども、普通、風格というと建物の風格ということで、上野駅前広場の「風格が感じられる景観」というのは、なるほどだと思います。それから、「まち並みとして秩序や風格が感じられる」という西郷像前もいいのですが、コルビュジエの庭からの景観に対して「風格ある」というのは、どういう定義というか、どういう意見があって、このような文言を足したのか、少し解説をお願いいたします。

○事務局 まず、西洋美術館前の眺望点からの眺望でございますけれども、まずは、世界遺産の周辺環境の保全のために、まち側の超高層建築物等の存在感を極力なくしていきたいという考えがございます。それは高さですとか色彩等で、このガイドラインで示して、それについて協議・誘導を行っていくという考え方でございます。

その上で、この「風格」というのは、杜の歴史ですとか文化、たたずまい等の風格というものが最も魅力的なところ、重要なところと考えております。その部分を踏まえて「風格」という言葉をここでは記載しておるのですけれども、頂いております御意見も含めまして、ここの表現について、もう少し具体的に分かりやすくなるように検討をしてみたいです。

○会長 具体的にそういう要望があったわけではないのですか。

○事務局 本内容につきましては、都市計画審議会のほうにも報告をしまして御意見を頂いているところなのですが、「中間のまとめ案」では、国立西洋美術館前の配慮イメージの説明文のところだけ、どのような景観を形成していくということを記載しておりませんでした。そういうところから、「では、区としては、具体的に、ここでの眺望はどのような景観を考えているのか」というような御意見を頂戴いたしまして、それを踏まえて文言は検討したところでございます。

○会長 今のお話の論理でいくと、建物が見えると風格が崩れるという、建物が見えることが風格ではないという、かなりネガティブな見え方になるので、もう少し、「世界遺産を引き立てる背景としての風景」とか何か。緑のところが風格ではないと思うのです。やはり、ここでは、世界に誇る世界遺産の建物があるということを踏まえた、「背景」とまでは言わないですけれども、「それに調和した景観」とか、そっちがメインじゃないですかね。今、「風格」というと空間に対して「風格」と言っているのは、いま一つぴんと来

ない感じがします。

○事務局 御意見ありがとうございます。その方向で検討を進めさせていただきます。

○会長 そのほかはいかがでしょうか。今日の一番大事な議論なので、もう少し、質問などがあつたらお願いしたいと思うのですが。

どうぞ。

○委員 24ページの「屋外広告物の表示等のルール」で確認したいところがあるのですが、「国立西洋美術館前庭から見える屋外広告物の表示等の制限に関する事項」のところで、屋上広告物は「高さ15m以上において表示等しないよう配慮する」と書いてありますが、それに対して壁面広告物は、この書き方ですと、15m以上でも可なのですね。

「掲出する場合は低彩度とし」という条件になっていますけれども、これは壁面広告物が15m以上から出ていてもよしとするという理解でよろしいのでしょうか。その辺が曖昧だったなという。

○事務局 こちらの部分につきまして、まず、屋上広告物のほうから御説明をいたします。こちらにつきましては、高さ15m以上の場所には表示等を行わないようにしていただくということで、そのとおりでございます。

続きまして、壁面の広告物についてでございます。こちらについては、15m以上の部分については、表示等は可能ではあるのですが、まず、デジタルサイネージ等のような光源の広告をしないこと、それから、今回、右側に色相・彩度という具体的な数値基準を示させていただいております。これに適合するような広告物であれば表示が可能、さらに、表示面積につきましても具体的に規定をしております、それらを全て満たすような広告物でありましたら、区と事前に協議をした上で、区として適切であると認めたものであれば表示が可能ということでございます。

○会長 いま一つ私も分からないのですが、上に置く場合は15m以下にしなければいけないけれども、壁面は伸びてもいいというのは、やはり、普通の方が読むと……。

○委員 ちょっと不思議ですね。

○会長 整合していないように見える。それでいいのですか。

○事務局 失礼いたしました。

まず、屋上広告物は、基本的には、国立西洋美術館の前庭から見える部分というのは物理的に15mを超える部分になりますので、15m以上のところは、屋上広告物、見えるようなものについては全てなくしていきたいというのが区の考え方でございます。

一方で、壁面につきましては、ここに記載のとおり、一定の条件を満たすようなものであれば、高低差15m以上の部分でありましても表示等を可能とするというような規定をしております。

なお、こちらの規定内容につきましては、「東京都景観計画」におきまして、庭園ですとか水辺のエリアについて同じような規定がございます。それらを準用するような形で、台東区としてはどのような規定がふさわしいか検討した結果、このようにさせていただいております。

○会長 委員、どうぞ。

○委員 これは私の個人的な解釈ですけれども、屋上広告物というのは、結局、ないところに乗っけるということで、なくてもいいじゃんという話だと思うのです。壁面広告物というのは、結局、建物はあるわけで、そこに乗っけるということで、わざわざ設置するのと、そもそも建物があるところに出すことの違いがあるのかなというところで、だから、景観の観点で言うと、広告物より壁面のほうがいいという部分、そこに関しては議論があると思いますけれども、何でこういう形に落ち着いていったかということを考えたときに、やはり、ただ上に乗っけるというのと、そもそも見えている壁面に広告物を掲示するというところの違いがこういった部分に表れているのかなと個人的には解釈しているのですけれども、そういうイメージなのかなと思います。

○会長 ありがとうございます。壁面のほうは、ここには書いていないけれども、かなり中高層建物の壁面広告については、15m以上は認めるけれども、気をつけなさいと、最初のは、絶対に高さ15m以下に抑えなさいという、そういう解説付きの文章だと。

○委員 きっと、両方とも15m以上は駄目ということにはできなさそうですね。

○事務局 これまで、区の内部でも様々な視点で検討してまいりましたけれども、まずは、屋上広告物というものが、この景観審議会ですとか、これまでの景観協議の中での事例でも、いろいろと議論に上ってきたというようなところがございます。そういったことを踏まえまして、まずは、屋上広告物について、できるだけ制限できないかという視点で検討してまいりました。

あとは、壁面の部分につきましては、一定の建物と一体的になるようなデザインですとか表示等の色彩のほか、文字の大きさですとか周辺とのバランスとか、いろいろございまして、それらを総合的に判断した上で、壁面の広告物については一定程度認めていくというように考えております。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 ほかに。

○委員 では、そのことに関してよろしいでしょうか。

広告のほうの規定は分かりました。

では、広告自体を新規に取り付ける際の審査の体制というのは、こちらで関知するものなのでしょうか、広告一つ一つに。

○事務局 御質問ありがとうございます。

審査の流れでございますけれども、ページで言いますと31ページを御覧ください。こちらの紙面の真ん中より下の部分、5-2「運用の体制【屋外広告物】」という部分になります。こちらにつきましては、このガイドラインにおきましても、現行の体制がこちらのフローになっておりますけれども、この中で、まず所管課が審査を行います。その上で、右側のところにあるように、必要に応じてアドバイザー会議でしたり景観審査委員会で専門的な御意見を頂戴しながら広告事業者と協議をしていくというような手続を行っております。その上で、できるだけ上野駅周辺としてふさわしい広告に誘導していくというようなことをこれまで行ってまいりました。

○委員 必要に応じてというのは、その基準というのは特にない？

○事務局 屋外広告物につきましては、「台東区屋外広告物景観ガイドライン」というものがございまして、屋外広告物全般に関する、景観計画に記載している内容よりもより具体的な指針を示したものがございまして、それに適合しているかどうかという明確な判断が難しいといった場合に、専門家の御意見を伺うためにアドバイザー等に御意見を頂戴しているというようなところでございます。

○事務局 補足させていただきますと、屋外広告物につきましては、屋外広告物を所管している課の事前協議というところで、都市計画課のほうで事前に内容を調査しているところでございます。それにつきましては、屋外広告物を申請してくださる業者様と協議を行ったり、内容によりましては、かなり高度な場所や位置のものにつきましては、景観アドバイザー会議という専門の方に入っている会議をしていただいております、そこにかけて御意見を頂いた中で、さらに事業者様のほうと協議をしているというのが現状で行っている内容でございます。

○委員 分かりました。

○会長 景観審議会の中間まとめの後、世界遺産のほうの委員会とか ICOMOS の委員の方とも意見交換させていただいて基本的なルールが決まってきたと思うのですが、今日初めての委員もおられるので、16～20 ページぐらいの概要をざっと一度おさらいしていただけないでしょうか。

○事務局 それでは、御説明いたします。

まず、16 ページを御覧ください。こちらは、本ガイドラインで一番の主眼としております上野駅周辺地区の建物の高さのルールを示したものでございます。

考え方といたしましては、「台東区景観計画」に示しております国立西洋美術館前からの見え方に配慮するといったところとあと、先ほどの「台東区都市計画マスタープラン」にあります世界遺産の周辺環境の保全という考え方を基に検討してまいりました。

まず、眺望点でございすけれども、右上のイラスト、それから真ん中辺りの写真2枚を御覧ください。こちらにつきましては、国立西洋美術館の西門から延びる黒い目地と国立西洋美術館の建物の出入口から真っすぐ延びる黒い目地、それらが接するポイントを眺望点として設定しております。その場所におきまして、地盤の高さから1.5mのところからまち側を見た眺望について示しております。

紙面の一番下の写真を御覧ください。

建物の上側に「景観基準線」と呼んでいる青い線、それから、樹木のところと東京文化会館のところに「景観基準帯」と呼んでおります帯を明記しております。こちらについて、まず、建物の背後景観を保全するために、景観基準線については、それを越えないようにしていただく、景観基準帯については、それらと調和を図った高さにしてもらおうというような考え方を示しております。

続きまして、17 ページを御覧ください。こちらにつきましては、先ほどの眺望点からまち側を見た際に、樹木や建物で隠れる部分は「視認されない高層部」、それから、隠れない部分は「視認可能な高層部」、最後に「低層部」、この3種類に分けて区分しているということを表したものでございます。

18 ページを御覧いただきたいのですが、視認可能な高層部という、国立西洋美術館の眺望点から見て建物や樹木で遮蔽されない部分の建築計画に関する考え方、規定を示したものでございます。こちらにつきましては、「景観配慮事項」の「高さ規模」の部分にイメージのイラストを記載しておりますけれども、入谷方面から御徒町・秋葉原方面に向けて緩やかに高くなるスカイラインを構成するということを併せて示しておりまして、

そちらのように建築計画については検討していただくというようなところを入れております。

続きまして、19ページにおきましては、見える部分の高層部に関する色彩の具体的な基準を示しております。かなり限られた色に限定しております、それによって、空に溶け込むような、できる限り白っぽく、できるだけ存在感がなくなるような外観にさせていただくというようなことを考えております。

続きまして、20ページを御覧ください。こちらは視認されない高層部の規定を示しております。

先ほどの視認が可能な高層部のところと考え方は似ている部分がありますけれども、21ページの色彩の部分で、先ほどの視認可能な高層部よりも少しだけ色彩の範囲を広く取っておるというところの違いがございます。

最後に、22ページの低層部の考え方と景観配慮事項について御説明をいたします。

高層部につきましては、できる限り存在感を抑えるというようにしておるのですが、低層部につきましては、やはり、上野駅周辺地区の上野らしい多様性ですとか界隈性、それから上野特有の賑わいを生かしながら景観形成を図っていきたいということを示したものでございます。できる限り建物低層部と通りが一体となった賑わい空間を創出する、さらには、ヒューマンスケールの都市空間を形成していく、そのような考え方を示しております。

それから、低層部の屋外広告物の考え方につきましても、建物ごとには、できるだけ統一感のあるものにしていただくのですが、やはり、地域特性を踏まえまして、地域の街並みに合った屋外広告物を掲示いただくというような考え方を示しておるというものでございます。

雑駁ではございますけれども、主なところは以上でございます。

○会長 一通り御説明いただきましたので分かりやすくなったかと思いますが、かなり高いビルのどうしても見えてしまうようなところは、かなり色を落として見えないようにするという、足元では逆に賑やかな街並みが続くようにするということです。

委員、何か御意見がありますでしょうか。

○委員 よく配慮された案になっているのではないかとはいえます。

やはり、昨今、広告が過剰になり過ぎている都市が結構見受けられて、顔入りの原色を使ったような広告が東京都内でも地方でもかなり散見されて、景観を壊している状況が続

いているなど個人的には思っていました。なので、この案だと、そういうことが抑えられていくだろうと想定されているということはよく分かりましたので、今後も、審査の皆さんでそういったものをチェックしていくということは大事ななとは思いました。

○会長 ありがとうございます。

委員が来られましたけれども、今の議題はほとんど終わってしまったので、次に移ってよろしいでしょうか。

（２）その他

まちづくりDXの取り組みについて

○会長 それでは、（２）「その他」に移りたいと思います。「その他」について事務局からお願いいたします。

○事務局 事務局からは、現在、台東区で進めております、まちづくりDXの取組について御報告させていただきたいと思います。

○事務局 それでは、まちづくりDXの取組について御紹介させていただきます。A3一枚横の資料を御覧ください。

初めに、取組の状況につきまして本資料で簡単に御紹介させていただきました上で、後ほど、会場後方に設置しております模型を近くで見ただけいただければと思っています。

それでは、まず資料を御覧ください。

初めに、１「目的」です。

近年、様々な分野において、DX（デジタル・トランスフォーメーション）が推進されております。まちづくりの分野におきましても、様々なデータや新技術の活用により、都市の開発や維持管理の効率化、地域政策の高度化などが推進されており、本区におきましてもこの取組を進めておりますので、御紹介させていただきます。

２「令和６年度の取組」を御紹介させていただきます。

まず（１）ですが、今年度は、本区におけるまちづくりDXの基盤といたしまして、図のように、デジタル上の仮想空間に現実の都市空間を再現する３D都市モデルというものを、区内全域を対象に整備いたしました。こちらは、今後、国土交通省のホームページでオープンデータとして公開予定です。

（２）「３D都市モデルの活用」についてです。

今年度は、主にまちづくりの分野から３Ｄ都市モデルの活用を始めています。

具体的には、人中心のまちづくりに向けた道路空間の再編ですとか街並み保全、修景のシミュレーションなどを実施しています。

また、区の職員が自ら３Ｄ都市モデルを活用して様々なシミュレーションとか可視化ができるように、職員向けの技術研修会なども複数回実施してきております。

資料の右側を御覧ください。

②「住民参加等の促進」に向けた取組です。

都市の現状や将来イメージについて分かりやすく表現できるというのが３Ｄ都市モデルの特徴ですけれども、こういったものを生かしまして、住民参加等に向けた取組を進めています。この一環といたしまして、左の写真のように、３Ｄ都市モデルのデータから区内全域の３Ｄプリント模型を製作し、これに都市計画だとかハザード情報などを投影できるツールを作っております。

また、右の写真ですけれども、手元の模型とデジタル空間を連動させて、まちの将来像を議論する地域主体のワークショップなども始めております。今後も、各地区のまちづくり協議会などで活用いたしまして、多様な主体のまちづくりへの参加や創造的な意見の誘発、円滑な合意形成などにつなげてまいりたいと考えています。

後ほど、会場後方に設置しております模型に映像を投影してみますので、ぜひお近くで見いただければと思います。

次に、３「令和７年度の取組の予定」について御紹介いたします。

（１）「３Ｄ都市モデルの追加整備」についてです。

先ほどのとおり、令和６年度には地上部の３Ｄ都市モデルを整備いたしましたが、これに引き続きまして、上野地区及び浅草地区における地下空間の３Ｄ都市モデルを整備していきます。これによって、デッキレベル、地上、地下という多層における人流・空間整備等のシミュレーションができる環境を整えます。

令和７年度の３Ｄ都市モデルの活用ですけれども、今年度実施しましたまちづくりの分野から、さらに防災分野へと活用範囲を広げまして、観光拠点における帰宅困難者の避難シミュレーションを実施いたします。

具体的には、上野地区及び浅草地区において、地上部・地下空間の３Ｄ都市モデルや人流データ等を活用し、帰宅困難者の避難シミュレーションを実施し、災害時における混雑・渋滞が予想される箇所の可視化や対策案の検証を行います。

また、今後、区の防災担当箇所で検討を進めます帰宅困難者誘導方針の策定に向けた地域の関係者との図上訓練とか議論などにも基礎材料として活用してまいります。

そのほか様々な分野において、引き続き、デジタル技術の活用や多様なデータの蓄積・連携を進め、効果的な施策の実施や住民参加、公民連携等に向けて活用してまいりたいと思っております。

それでは、資料の説明は以上となりますので、ぜひ、会場後方に設置の模型の周りに集まっていだいて、近くで御覧いただければと思います。

○会長 私はこれの専門で、30年間ぐらいこれをやってきたのですが、まず、左のデータベースをこれだけそろえるというのは、今、なかなか地方自治体ではできていないので、かなり先進的だと思いました。

それから、模型ができると一般の方が分かりやすいということもありますし、最終的には防災の逃げるシミュレーションなどにつながっていくと、非常に、地方自治体でやっているところは少ないと思うので、さらに展開していただきたいと思います。

それでは、まだ私は見ていないのですけれども、皆さん、模型を見に行きましょう。

(会場後方に移動)

○委員 これは何分の1ですか。

○事務局 作っているのは5,000分の1です。区内全域の5,000分の1の模型を、3D都市モデルのデータを模型用に加工しまして、それを印刷業者さんに持ち込んで3Dプリンターで出力してもらっています。この一枚一枚がパネルになっているのですけれども、3次元メッシュで1km四方のものになっています。なので、これを取り外して各地区に運んでワークショップで使うとか、そんなことも想定しています。

一旦ホワイト模型で作っているのですけれども、これにプロジェクターから映像を投影することによって、いろいろな情報を可視化できるようにしています。今日は一旦、こんなものが可視化できるというサンプルを作ってみましたので、御覧いただければと思います。

(模型に映像を投影)

○委員 用途地区が映し出されて、ほとんど商業のところ。

○事務局 そうですね。用途地域を出してしまして、ほとんどが商業。

次は、防火・準防火地域ですね。赤が防火地域、黄色が準防火地域。

それから、今度は容積率ですね。オレンジ、茶色、紅色辺りが600～800%ぐらい

ですね。緑とか黄色辺りが300～400%。

これは建蔽率、赤いところが80%、黄色いところが60%。

それから、次は高度地区ですね。一部地域指定されておりまして、青いところは最低限度の高さとか、赤は第三種高度地区とかが指定されているというところですよ。

次はちょっと細かい情報になりますけれども、これは建物の用途で分けていまして、黄色は住居系、赤が事務所、紫が観光地。

これは建物の経年数ですね。赤いほうが古い、30年以上経っているとか、黄色いものは新しいとか。

今度は建物の構造です。多分、赤いところが木造だと思うのですが、確かに、この辺の木密の地域があるところが赤い。

これは建物の階数です。青いものが低層で、ピンクとか赤が高層の建物になっています。

さらに航空写真なんかも可視化して、今、電車を走らせていますけれども、山手線のところですね。こういったアニメーションも可視化できますので、例えば今後、交通量だとか人流だとか、そんなものもアニメーションで可視化することで、割と分かりやすく表現できるのではないかなと思っています。

それから、次からは、観光とかも台東区としてありますけれども、一旦、台東区の各地区の紹介を次から入れています。

黄色いところは根岸・入谷・金杉エリアのところですね。朝顔市とか。

ここは谷中エリア。

ここに空白のところがあって、いろいろなものを足せますけれども、谷中銀座ですね。

これは上野のアメ横。

これは奥浅草、北側ですね。おいらん道中。

ここは雷門ですね。浅草寺。

それから、下のほうは、浅草橋、蔵前。

こういう観光的な情報ならすぐできるかなと思います。

それから、これは、明るくてちょっと見づらいのですが、町丁のマップを投影したりとか、道路の情報ですね。紫が国道、黄色が都道、その他が区道。

時系列でもいろいろな情報を可視化できるかなと思っていまして、荒川の水害ハザード、今ちょっとずつ出てくると思います。この辺が赤くなっていると思いますけれども、徐々に水が襲ってきますよというのも分かりやすく時系列ごとにできるということで、一旦こ

こまでになるのですけれども、いろいろな活用ができるかなと思っています。

これは5, 000分の1ですけれども、サンプルでこちらに一部切り出して、上野地区の2, 500分の1とか、500分の1になるとこれくらい大きくなるのですけれども、今後まちづくりを進めていく中で重点的に見たいなと思うところは、そこだけ切り出してプリント業者に持ち込んで作るとか、そんなこともできると思いますし、デジタル上で触りながらシミュレーションするのと併せて、手元で模型を見ながらみんなで囲んで議論するとか、いろいろなツールを組み合わせながら、議論の活性化、住民参加の促進などを促していきたいと思っています。

今日は、こういう御紹介をさせていただきました。

○会長 アメリカのボストン市なんかは、もっと大きな模型で、確認申請を出す、シンガポールもそうですけれども、こういったものでみんなで審議するという。

○委員 デジタルのデータというのは、普通にホームページでアップして、普通の人が見られる環境までは持っていないのですか。

○事務局 こういう3D都市模型は、近寄ったりくるくる回したり、建物を1個選ぶと、これは区役所で、そういった情報はオープンデータとして全部公開いたします。今、国交省にオープンデータ化の手続をしているところでして、4月の中旬頃にはオープン化されますので、そのデータをダウンロードしていただいて、模型データにするにはちょっと作業が必要なのですけれども、それをすれば、誰でもそういうものを作ろうと思えば作れます。

○委員 こんなに大きいと、何時間もかかるでしょう。大変でしょう。

○事務局 実は、台東区に、蔵前辺りにこういうプリント業者がいて、日本で一番大きい3Dプリンターを持っているようなところがありますということで、作ることができます。

○委員 でも、これは分けているわけでしょう、こうやって。

○事務局 そうですね。

○委員 これは1枚で幾らぐらいするの？

○委員 気になるよね。

○事務局 1枚、数十万円ぐらいなのですから、安い業者を探せばもうちょっと安いという情報も入ってきますので、もう少し減らしたいなと思っています。

○委員 基本はやはり画面上で、パソコン上で見られれば大分違いますよね。拡大できるからね。

○事務局　そうですね。

○委員　本来、台東区のホームページにアップすればいいんじゃないかなと思いますけどね。

○事務局　そうですね。そういったことも考えたいと思います。

○委員　どこにあるか分からないという方も。

○事務局　そうですね。探すのがちょっと。

○委員　3Dで回せるといいですね。

○事務局　そうですね。

○委員　今回の対象の道路とかはこの辺の建物のところですね。

○事務局　そうですね。

美術館も、少し大きく。これですね。

こちらは細かいので、屋根形状とかは細かく作っていないのですけれども、これは屋根の形状とかまで細かく作っておりますので、かなり厳密な。

○委員　それは何分の1と言いましたっけ。

○事務局　これは2,500分の1です。

○委員　詳細を見ますとこれぐらいまでにしないと。

○委員　今は色彩もマッピングする3Dプリンターがあるから、それを利用したら景観の色彩とかもある程度は分かりやすくなる。

○事務局　そうですね。

○委員　同じように、実物と。

○委員　やるのはいいけど、これを切っていく作業がすごい。

○委員　ここが藝大ですね。

○会長　全体が商業地域の割には低い。

○委員　そうですね。

○会長　道も広いのに。容積を使い切っていないのがたくさんある。

○委員　結構狭い範囲で建てているところが。

○委員　だから、まとまってというのは、最近、観音裏のほうもマンションが増え始めていますけどね。

○会長　では、ここで御意見が何かありましたらお願いします。

○委員　言わせていただいていいですか。さっきのガイドラインに戻ってしまうのですけ

れども、ここのところが中央通りのエリアというふうにして、ちょうど公園から外されているのですよね。公園として。商業っぽいものが建っているのは確かなのですけれども、これを将来的に公園にしていくということはできないのですかねというのを。何でここだけ食い込んでしまっているのかというのが非常に痛々しいというか、池の周りなのに何でここだけ残っているのですか。既得権っぽくてちょっと。ホテルとかも建ちましたよね。

○事務局 今のお話ですけれども、この公園から、ちょうどとがっているところが不忍のところでした、そこから中央通りにかけて、緑を連続させて緑を広げていきたいという考えをビジョン等で示しておりまして、そういうものを踏まえてガイドラインのほうでも、公園も、上野の特徴である杜の緑をどうまち側に広げていくのか、連続させていくのかというの、このガイドラインの中では含めております。

○会長 民地なので、かなり難しいですね。

○委員 パブコメで、こういう計画を進めていくのに同調する意見はなかったのですか。

○事務局 振り返り報告等の関係で具体的には申し上げることができない部分もあるのですけれども、基本的には、こういう景観を保全する必要があるというのは、皆様の御理解を頂いてはおります。あとは、どのような内容でやっていくべきか。それはいろいろな御意見があるというところでございます。

○委員 議会は出席できるのですよね。

○事務局 傍聴なら。

○委員 教えてください。ちょっと興味があるので。

○事務局 はい。

○委員 先ほど会長が質疑されていた、ほかの区との「際」のところのやり取りは今後というお話がありましたけれども、たしか2016年のときに東京文化資源会議という会議があつて、その中で、台東区長と文京区長と千代田区長の3名が一緒の席に出たという実績もあるので、そういうことを手がかりに、荒川区とか墨田区も、墨田区は逆にスカイツリーをこちらから利用させてもらっているという立場だと思うので、そういうやり取りというのはうまく連携して、台東区は5個の区と隣接していますから、今回、調べたのですけれども、台東区の面積は一番小さいのに、周りに5区もある。だから、「際」問題はとても大事だと思いました。

○事務局 その関係で、一例で申し上げますと、例えば台東区と文京区の境の春日通り、ここの辺りで、ちょうど歓楽街があつて、この中に台東区と文京区の区境が入っているの

ですけれども、今後のまちづくりを進めるに当たって、どのようにしていこうかという意見交換をしたりですとか、状況について共有とかをしております。

そういう中でも、景観に関してもそうですし、どのようにまちづくりを進めていこうかという議論はしておりますので、そういった観点からも今後進めていきたいと思います。

○委員 ここも入り組んでいるんですね。

○事務局 そうですね。

○委員 とても大事だし、東京文化資源会議というのは、結構、文京区側からの視点で、東京大学の先生が「割とこっちとこっちは近いんだよ」ということを言われていましたけれども、逆に台東区側から見ると、この弁天橋の後ろ側にある病棟が、さっきの15m問題の逆で、高いほうにドンと病棟が来ていて、弁天様は結構やられぎみなのですよね、見ると。

○会長 東大病院をね。

○委員 これはちょっと威圧感があり過ぎるので。

○会長 いきなり東京都に行くよりは、やはり近傍の区とちゃんとそういう連携は始めていったほうがいいでしょうね。

○委員 それも追い追い。建っているものはしょうがないのですけれども、今後の……。

○会長 今日出た御意見をちゃんと記録して、検討をお願いいたします。

○委員 今のを議事録に入れてください。

○会長 では、ありがとうございます。席にお戻りください。

(席へ移動)

○会長 なかなか、3Dで見ると、いろいろなアイデアというかヒントが出てくるので、尽きないので、一応ここで一回、委員会を終了というか、終わりにしていきたいと思います。

まず、今、御意見などを頂きましたので、ぜひ記録して今後の検討に使ってください。

それでは、よろしければ事務局に戻します。

○委員 すみません、一応、事前説明のときに、このガイドラインは今回こうやって定めますということで、実際の運営に当たっては、また細目を内部で検討していきますと伺っているのですが、そのスケジュール感とか発表とかは我々は知り得るのですか。

○事務局 現在、内容について、文言や表現も含めまして検討・精査しております。本日、景観審議会の委員の皆様から頂いた御意見、それから、そのほかに頂いている御意見等々

を含めまして、今後検討していくのですけれども、本日頂いた御意見等を踏まえて、今後、修正作業を行ってまいります、こういった形で委員の皆様にご確認いただくかということは、今検討しておりますけれども、改めて御確認をしていただく予定でございます。

その上で、その後、4月、具体的には下旬頃に台東区議会がございますけれども、その中で最終案を報告していくというような流れで考えております。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 できるだけスピード感を持って進めてください。建築士の人たちは非常に感心を持っていますので。

事務局から、ほかにありますか。

○事務局 1つ事務連絡がございます。次回の景観審議会についてでございます。次回は10月頃に開催を予定してございます。開催日時が決まりましたら御連絡を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○会長 10月というところかなり先ですけれども、もし早ければ、いつでも集まりますので、お願いいたします。

それでは、本日予定しておりました議事は全て終了いたしましたので、事務局へお返しいたします。

5 閉 会

○事務局 会長、ありがとうございました。

本日頂きました御意見等を踏まえ、今後も景観まちづくり事業を推進してまいります。

以上をもちまして令和6年度第2回台東区景観審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

午前11時16分 閉会